

議長（志村 忠昭）

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定いたしました。

日程第6、議案第4号、多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正についてを議題といたします。

これより、先ほどの委員長報告に対する質疑を開始いたします。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（志村 忠昭）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

尾崎議員。

議員（尾崎 忠義）

10番、尾崎忠義でございます。

私は、平成29年3月多度津町議会第1回定例会におきまして、議案第4号「多度津町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の全部改正について」、次の点で反対討論をいたします。

香川県下では、浄化槽汚泥処理手数料は、三木町に次ぎ2番目に安く、汲み取り手数料は県下一安い値段となっており、他市町に比較して収益率は低いながら、誇るべき手数料が安い町として自慢できるのであります。

しかし今回、し尿汲み取り処理手数料及び浄化槽汚泥処理手数料の見直しとして、別表第2（15条関係）のうち、し尿の手数料について、現行のし尿汲み取り1回につき1枚180円を必要とする回数券、及びし尿汲み取り200 につき1枚75円の処理券について、180円の数回券を廃止し、現行75円を2倍もの大幅な値上げで150円にしようとするものであり、浄化槽汚泥、スカム及び洗浄水等の処理料を現行の100 につき38円から50円に値上げをするものであり、条例の第1条、本庁における廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることにより、生活の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とするとの主旨からすれば、大きな受益者負担増となるので、し尿汲み取り料金及び浄化槽処理手数料は据え置くべきであり、反対をいたします。

以上。

議長（志村 忠昭）

他にございませんか。

ないようですので、これをもって、討論を終結いたします。

これより、議案第4号についてを、採決いたします。

本案は、委員長報告の通り、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（志村 忠昭）

起立多数です。

よって本案は、原案の通り可決する事に、決定をいたしました。